医療法人社団医聖会
ヘルパーステーションさくら
訪問介護・第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当）
運営規程

（運営規程設置の主旨）

第１条　医療法人社団医聖会が開設する訪問介護事業所「医療法人社団医聖会　ヘルパーステーションさくら」（以下「事業所」という。）が実施する訪問介護または第一号訪問介護（介護予防訪問介護相当）（以下「訪問介護等」という）の適正な運営を確保するために、本規程を定めます。

（目的）

第２条　訪問介護等は、要介護状態および要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問介護計画または介護予防訪問介護計画（以下「訪問介護等計画」という）に基づいて、日常的に必要とされる日常生活上の介護を行い、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第３条　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　指定訪問介護事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

３　第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当）の事業所従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう介護予防訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

４　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

５　前４項のほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成 24 年京都府条例第 27 号）及び八幡市の定める介護予防・日常生活支援総合事業の規定に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

６　介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

７　事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行ない。

８　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

９　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問介護の提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

10　利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業所が得た利用者の個人情報については、介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得たうえで行う。

（事業所の名称等）
第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（１）名　称　　医療法人社団医聖会　ヘルパーステーションさくら
（２）所在地　京都府八幡市八幡月夜田 39 番地１　第２清水ハウス　１０２号室

（従業者の職種、員数及び職務内容）
第５条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
（１）管理者　１人（常勤兼務・サービス提供責任者と訪問介護員と兼任）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
（２）サービス提供責任者　１人（常勤兼務・管理者と訪問介護員と兼任）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護（第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当））の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）の作成等を行う。
（３）訪問介護員　2.5 人以上
常勤兼務　１人（管理者・サービス提供責任者と兼務）
非常勤専従　1.5 人以上
訪問介護員は、訪問介護又は第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当）の提供に当たる。
（４）事務職員
事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間等）
第６条　事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。
（１）営 業 日　月曜日から土曜日までとする。
ただし、１２月３１日から１月３日まで及び日・祝を除く。
＜サービス提供日＞　　３６５日
（２）営業時間　午前８時３０分から午後１７時３０分までとする。
＜サービス提供時間＞　午前７時００分から午後８時００分までとする。
※上記サービス提供時間外の対応についてはご相談ください。

（事業の内容及び利用料等）
第７条　事業の内容は次に掲げるものとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者からその１割、2 割又は 3 割の支払いを受けるものとする。
（１）身体介護
（２）生活援助

２　第 10 条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
（１）通常の事業の実施地域を越えてから、片道 2 ｷﾛﾒｰﾄﾙ未満　　２７５円（税込）
（２）通常の事業の実施地域を越えてから、片道 2 ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上　　５５０円（税込）

３　正当な理由がなく訪問介護サービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。キャンセル料については別添重要事項説明書のとおりとする。

４　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
５　前各項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容について記載した領収書を交付するものとする。

（緊急時等における対応方法）
第８条　従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時等における対応方法）
第９条　事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者（第一号訪問事業にあっては地域包括支援センター）、市町村及び京都府等に連絡するものとする。

２　利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）
第 10 条　事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、当該苦情の内容等を記録するものとする。
２　事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
３　事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（通常の事業の実施地域）
第 11 条　通常の事業の実施地域は、八幡市内とする。

（個人情報の保護）
第 12 条　事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
２　事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

（秘密の保持）
第 13 条　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

２　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（従業者の研修等）

第 14 条　事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）新任職員研修　施設内・法人内研修　随時実施

（虐待の防止）

第 15 条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

（その他）

第 16 条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、医療法人社団医聖会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 4 月 1 日改訂

令和元年 10 月 1 日一部改訂

令和 2 年 4 月 1 日一部改訂

令和 4 年 4 月 1 日一部改訂

令和 6 年 1 月 1 日一部改訂